

# 「政治改革」のための提言書

令和6年1月20日

株式会社フューチャーアナリティクス

代表取締役 佐藤 ゆかり

このたび、株式会社フューチャーアナリティクスでは、シンクタンクとして、自民党をはじめとする「政治改革」の議論の今後の進展を見据え、以下の通り、提言をとりまとめましたので、本日発表いたします。

## (1) 第三者委員会立ち上げの必要性

これまで報じられてきました派閥のパーティー収入のキックバックの不記載問題については、政治資金規正法において、政党や派閥の会計に対する外部監査が義務付けられていないことが問題発覚の遅れの原因として挙げられます。これは、平成19年の政治資金規正法改正で義務付けなかったためですが、この時の法改正は議員立法であったため、政治家側に食い込んだ法改正ではありませんでした。議員立法では政治改革に踏み込めない過去の教訓を踏まえ、今回の派閥政治資金問題を受けた今後の対応策としては、政府内に有識者による第三者委員会を立ち上げることを提言します。この第三者委員会において、パーティー券を購入する側の企業・団体やパーティーを行う側の国会議員等からヒアリングを行いながら、政治資金規正法改正案の答申を内閣総理大臣に対し提出することが適切と考えます。

## (2) 政治資金規正法の改正内容

では、政治資金規正法改正では、どのような具体的内容をめざすべきでしょうか。まず、政党及び派閥を含むあらゆる政治団体に対し、外部監査を義務付けることです。党内監査ではガバナンスが効かず不十分と考えます。また現在、政治資金規正法では、国会議員が代表を務める政治団体のみ、しかも支出側のみ、監査を義務付けています。しかし、政治団体の収入側の監査を行わなければ、今回の派閥政治資金問題のような問題を摘発できず、監査は中途半端と言わざるを得ません。資金の入りと出の収支を明確化し、政治資金の透明性を図ることが国民の信頼回復には必須です。従って、政治資金規正法の監査に係る改正では、全ての政治団体への外部監査の義務付けと、収

入・支出両面での監査の義務付けのふたつを実施するのが適正と考えます。同時に、国会議員に支給される「調査研究広報滞在費」(旧・文通費)についても、「政党交付金等使途報告書」(通称・使途報告書)を改め、その使途も使途報告書で同時に開示する法改正が適切でしょう。

### (3) 政党ガバナンス強化への対応策

従来、各派閥は独立単体の色彩が濃く、派閥議員が所属する党の代表である自民党総裁をはじめ党組織そのものに、各派閥に対するガバナンスを効かせる規定が存在しないことも問題の抜け穴です。元来、選挙で選ばれた議員は、地元有権者から聴取した政策ニーズを政党内部に伝達し、党の機関で政策として反映させ、政党から政府主導の閣法または議員立法の策定に繋げる流れをとります。従って、意見を持つ有権者である国民と、国会議論とを結びつける役割は、正に議員ひとりひとりが担う中で、議員が国会に繋げるにあたり重要となる国会や政府の人事について、その間に立つ政党が人事権を掌握する構図になっています。従って、議員が所属する政党は、役員人事において、おカネや世襲関係に迷わされることなく、適材適所に各議員を登用する責務を十分に認識する必要があります。

同時に、政党には、議員数に応じて国民の税金である政党交付金が支給されます。政党交付金を公明正大な政治目的に使うためには、資金の使い方にも十分な注意が必要です。このため、政党は、人事、派閥(解消しない場合)、資金のあらゆる側面で、現状以上のガバナンスの強化が必須であり、この実現のためには、政党の存在根拠や責任、行動規範を規定する「政党法」の創設が必要と考えます。

政治改革には目先の改正と長期的視野に立つ抜本的改正の両面が必要と考えられます。来る通常国会において、政府、各党ともに、実りある議論を行なって頂くことに期待いたします。